

名張市営住宅等の指定管理者の指定について

令和6年4月1日から指定管理者制度により管理運営を行う名張市営住宅等について、名張市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条の規定に基づき指定管理者を公募し、名張市指定管理者候補者選定委員会の選定審査結果を踏まえ、指定管理者候補者を選定しましたので、令和6年3月定例議会に指定管理者の指定議案を提出します。

指定管理者の名称	伊賀南部不動産事業協同組合
代表者	代表理事 富永 巖
団体の概要	<p>伊賀南部不動産事業協同組合は、中小企業等協同組合法に基づき平成3年4月に設立され、組合員の経済的支援や能力向上、福利厚生等を目的とする公共的団体として経営を行っています。</p> <p>平成23年度から現在に至るまで、名張市営住宅等の指定管理を行っており、専門知識を有し業務を熟知した職員の配置や修繕業者との連携などの組織体制が整っています。</p>
指定予定期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）
選定の経過	<p>指定管理者候補者選定委員会 令和5年12月20日開催 応募者1団体 伊賀南部不動産事業協同組合</p> <p>募集要項に定める審査基準に基づき、①団体の理念について、②施設の現状に対する考え方及び将来展望、③平等利用の確保及びサービスの向上、④施設の効用の最大限の発揮等、⑤施設の適切な維持管理及び経費縮減、⑥管理を的確に行う人的構成（組織体制）、⑦その他について、総合的に審査し、伊賀南部不動産事業協同組合を指定管理者候補者として選定しました。</p>